

契約前に必ず試算して・・・自動販売機リース契約

道路や集客施設などには必ずといっていいほど設置されている自動販売機。入場券やたばこを始めさまざまな商品が売られていますがその約半数が飲料販売用と言われており、生活に欠かせないものと言っても過言ではないでしょう。しかし、最近になって自動販売機を巡る相談が増加しており、県の相談窓口には昨年を上回る勢いで相談が寄せられています。相談の84.2%が訪問販売による契約で、契約者の約6割が分割払いの契約となっています。

事例1

広告に掲載されていた自販機の商品入替のバイトに興味を持ち営業所に出向いた。

実際にはアルバイトではなく代理店契約であったが作業内容は簡単で月に10～40万円の収入が得られると言われ契約した。しかし、契約の内容についてよく理解できず不安。(51歳女性)

事例2

「ジュース補充と自販機周りの清掃管理 時給1500円」という求人雑誌の記事に目が留まり面接を受けた。しかし自販機本体150万円は自分で購入しなければならず、毎月2万円、6年間の割賦契約を結んだが儲かるかどうか不安。(24歳 男性)

事例3

経営しているアパートの前に自動販売機を設置しないかと訪問してきた業者から勧められた。数か月設置したが儲からない。解約するには違約金が発生するとあるが払わなければならないか。(63歳 男性)

アドバイス

- 「収入が得られる」と言って勧誘し、そのために商品（又はサービス）を購入させる契約は業務提供誘引販売取引として特定商取引法で規制を受け、契約書を受け取った日を含めて、20日以内であればクーリング・オフの手続きにより契約を解除することができます。
- しかし、これは一般の消費者が契約した場合に限られ、すでに事業をしている方には適用されない場合もあります。どのような仕事がどれだけどのように提供されそれにかかる費用負担やどれだけ利益があれば儲かるのか、など契約前に内容をじっくり吟味・試算し不明な点は納得がいくまで業者によく確認してください。割賦販売により契約した場合には割賦契約についても取り消しを求める必要がありますので、不審だと気付いたら早めに県民生活相談センターへご相談ください。

※ クーリング・オフ・・・消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限ります。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受け付けています。

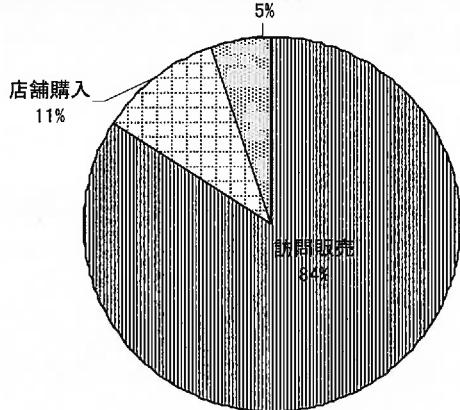
消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

H23.12.27岐阜新聞掲載

○自動販売機の代理店（リース）契約等に関する相談状況（H18～23年度）

① 販売購入形態



② 支払方法

